

国民健康保険税の課税限度額の見直し及び低所得者に係る国民健康保険税の軽減判定所得の見直し

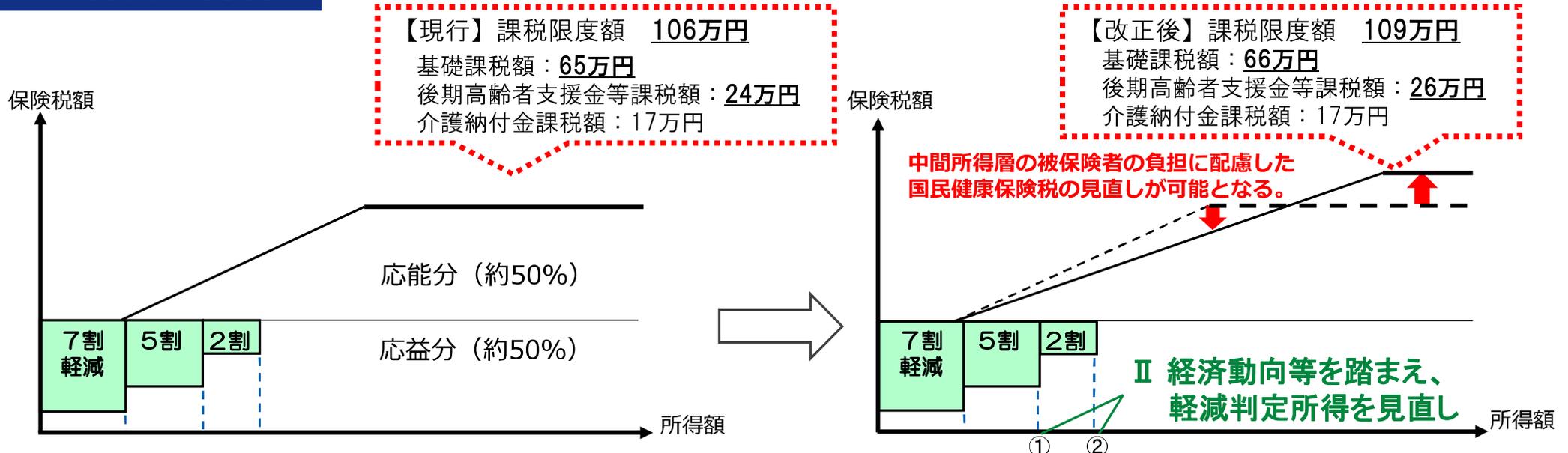
(国民健康保険税)

資料5

1. 大綱の概要

- I 国民健康保険税の基礎賦課額に係る課税限度額を66万円（現行：65万円）に、後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を26万円（現行：24万円）に引き上げる。
- II 国民健康保険税の減額の対象となる所得基準について、次のとおりとする。
 - ① 5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者等の数に乘すべき金額を30.5万円（現行：29.5万円）に引き上げる。
 - ② 2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者等の数に乘すべき金額を56万円（現行：54.5万円）に引き上げる。

2. 制度の内容



【現行】軽減判定所得
 7割軽減基準額＝基礎控除額(43万円)
 5割軽減基準額＝基礎控除額(43万円)+**29.5万円**×(被保険者数×)
 2割軽減基準額＝基礎控除額(43万円)+**54.5万円**×(被保険者数×)

【改正後】軽減判定所得
 7割軽減基準額＝基礎控除額(43万円)
 5割軽減基準額＝基礎控除額(43万円)+**30.5万円**×(被保険者数×)
 2割軽減基準額＝基礎控除額(43万円)+**56万円**×(被保険者数×)

*被保険者数には、同じ世帯の中で国民健康保険の被保険者から後期高齢者医療の被保険者に移行した者を含む。